

掛川市条例第29号

掛川市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

掛川市個人番号の利用に関する条例（平成27年掛川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前		改正後	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
事務	特定個人情報	事務	特定個人情報
(略)		(略)	
2 重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	2 重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	(略)		(略)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。